

携帯電話・スマートフォンの使用について

～青少年が犯罪被害に巻き込まれないために～

- インターネット上の出会い系サイトなどの有害サイトのアクセスを制限する
フィルタリングの利用が必要です。

携帯電話とスマートフォンは違います。

携帯電話・PHS

※携帯電話会社専用回線により、
インターネットに接続するものです。

【対策】フィルタリングサービスの利用

年齢に応じたフィルタリングサービス
の利用が求められます。

・ホワイトリスト方式

安全として登録された
サイトだけに接続。

・ブラックリスト方式

有害として登録されて
いるサイト以外に接続。



スマートフォン

※携帯電話会社専用回線以外の回線(Wi-Fi
回線等)による方法によっても、インター
ネットに接続するものです。

【対策】フィルタリングソフト(アプリ)の利用

携帯電話事業者が提
供している回線以外の
回線(Wi-Fi回線等)を
使用したときは、原則、
フィルタリングサービ
スは受けられない。



【対策】インターネットアクセス制限 など

スマートフォンのアプリには危険なものも！

- 今、使用している携帯電話とスマートフォンにもフィルタリングの利用が
できます。
- 携帯電話事業者が提供する、子どもに有害なアプリを自動的に選別して使
用できないようにする「アプリフィルタリング」やアプリの利用を保護者
が管理できるサービスを利用しましょう。

愛知県・愛知県警察本部



フィルタリングの利用は、保護者の責任です。

○愛知県青少年保護育成条例が改正され、平成25年7月1日から、青少年が使用する携帯電話についてフィルタリングサービスを利用しないときは、その理由を記載した書面を事業者に提出していただくことになります。併せて、事業者にもフィルタリング利用に関する説明等をしていただきますので、十分に説明を受けてください。

携帯電話の使用方法によっては、犯罪に巻き込まれることがあります。

【携帯電話・スマートフォンの使用者の使用方法による例】

ID・パスワード

他人のパスワードを使用して入力



不正アクセス事案として検挙
自分のパスワードを他人に教えて、パスワードが流出

個人情報の流出

口座情報等の流出による被害



出会い系サイト
無料通話アプリ
などを使用して見知らぬ男性と知り合う。



相手に直接会ってしまい、わいせつな行為をされた。
さらにその様子をデジタルカメラで撮影された。



※その他サイバー犯罪等に関する注意喚起等については、下記のHPをご参照ください。

愛知県警察 サイバー犯罪対策HP : <https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/cyber/>

編集 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6175(ダイヤルイン)

HP : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/>

E-mail : syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp